

みよし市商工業活性化補助金

令和4年4月1日改訂

みよし市では市内の中小企業者を対象に、以下のメニューで補助金を交付しております。交付を希望される場合は**事業を実施する前に**、裏面連絡先までお問い合わせください。

No.	助成の種類	補助対象	補助対象経費	補助限度額
1	人材確保	人材確保を図るため、次の事業を実施する場合 1 市内外で開催される合同企業説明会へ出展 2 大手就職情報サイトへの掲載	出展小間料及び掲載料の50%以内	20万円 (掲載料については、同一年度1回限り)
2	人材育成	専門の講師等による講習会・研修会等を実施する場合又は、社員に国家資格を取得させる場合 1 社員の能力や専門知識の向上を図るもの、及び社員の資格・免許等取得を目指すものであること 2 国家資格については業務のために取得するものであること	報償費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料及び受験料の50%以内	講習会・研修会20万円(1団体:同一年度1回限り) 国家資格取得 1名につき10万円 (同一年度2名まで)
3	研修受講	中小企業大学校瀬戸校、中部職業能力開発促進センター又は、国・地方公共団体等の公的団体が実施する研修を受講する場合 1 市内の事業所に属する経営者及び従業員が受講するもので、修了証書の交付を受けるものであること	受講料の50%以内	10万円以内 (同一年度1回限り)
4	特産品等開発	市特産品、地域ブランドなど地域資源を活用した新商品の開発に取り組み、完成させた場合	旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費及び広告宣伝費(直接事業に必要な備品に限る)の50%以内	50万円(ただし、2箇年にわたる場合は2年間で50万円)
5	販路拡大	販路拡大を図るため、見本市等への出展・販売、ホームページの開設、広告看板の作成・設置をする場合 1 販路拡大を図るための見本市または展示会等への出展・販売であること 2 新規にホームページを開設すること 3 販路拡大を図るための看板作成であること	出展小間料、委託料、需用費、ソフトウェア購入費、手数料、看板工事費の50%以内	出展料 20万円 HP 開設費 20万円 看板作成費(設置工事含む)20万円
6	創業(起業)	新たな事業を手がけ、5年以上継続する場合 1 新たな事業の創業を試みる法人、個人 2 創業計画書の作成を行うものであること 3 新規にホームページを開設すること 4 新たな創業を広告するための看板作成であること	新築費、改築・改修費、賃借料、機器購入費、ソフトウェア購入費、手数料、看板工事費の50%以内	新築費100万円 改築費・改修費50万円 賃借料60万円(月5万円、12月分を限度) 機器購入費80万円 HP 開設費 20万円 看板作成費 20万円

No.	助成の種類	補助対象	補助対象経費	補助限度額
7	専門家派遣	独立行政法人中小企業基盤整備機構又は公益財団法人あいち産業振興機構が行う技術改善・販路拡大等、専門家派遣事業を利用する場合	専門家、アドバイザーの派遣費用の50%以内	30万円 (同一年度1回限り)
8	空き店舗 工場活用	市内の空き店舗・工場を賃借し、5年以上事業を継続する場合 1 空き店舗を活用する法人、個人 2 活用計画書を作成するものであること 3 6ヶ月以上活用されていない空き店舗・工場であること	改修費、賃借料、機器購入費の50%以内	改修費50万円 賃借料60万円(月5万円、12月分を限度) 機器購入費80万円
9	合理化 ・拡充	売上の向上を図る店舗、生産性を高める工場を目指し、市内で既存の店舗・工場の合理化・拡充を手がけ、又機器を購入し5年以上事業を継続する場合 1 市内で営んでいる事業を合理化・拡充する法人、個人 2 愛知県の定める中小企業経営革新計画の認定を受けたこと	新築費、改修費、機器購入費の50%以内	新築費100万円 改修費50万円 機器購入費80万円
10	知的財産 取得	日本国特許庁への特許の出願若しくは出願審査請求又は国内実用新案登録の出願を行う場合 1 市内において、同一事業を経営するものであること 2 特許出願若しくは出願審査請求又は国内実用新案登録の出願を行うものであること	出願費用(税を除く)の50%以内	20万円(各申請同一年度1回限り)
11	BCP(事業 継続計画) 策定	法人の場合は本社、個人の場合は住所地、又は主たる事業所を市内に有する事業者	BCP策定に要するコンサルティング費の50%以内	20万円(ただし、2箇年にわたる場合は2年間で20万円)
12	縁結び イベント開催	市内に主たる事業所を有する複数の法人等が加盟、又は構成者となる団体	報償費、使用料借上料、消耗品費、印刷費、郵送料、保険料、広報費の50%以内	40万円(ただし、参加者数10人以上20人未満は30万円) ※10人未満は対象外
13	事業形態転換 ・新形態対応 支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会情勢の変化にあわせ、新しい形態に取り組む事業者への支援 1 キャッシュレス決済の導入 2 オンラインでの通販開始 3 在宅勤務、WEB会議のための設備導入 4 その他、感染症拡大に伴う社会情勢の変化に対応するための環境整備	改修費、工事費、備品購入費の1/2以内	20万円 (同一年度1回限り)

【注意】

※ 対象者は、みよし商工会またはみよし市工業経済会に加入又は加入予定の中小企業者(補助金の申請は、みよし商工会(0561-34-1234)へご相談ください。)

※ **事業を実施する前に**補助金を申請し交付決定を受ける必要があります。

※ 補助金は、予算の範囲内において交付するものとします。

※ 商工業活性化補助金は、令和5年3月31日までとします。

※ 詳細は、産業課(0561-32-8015)までお問い合わせください。